

貸借対照表

平成29年3月31日

学校法人 弘徳学園

貸借対照表

平成29年3月31日

(単位 円)

資産の部			
科 目	本年度末	前年度末	増 減
固定資産	8,819,130,508	8,871,943,467	△52,812,959
有形固定資産	8,802,547,744	8,845,709,393	△43,161,649
土地	2,076,005,653	2,076,005,653	0
建物	5,503,909,416	5,711,007,700	△207,098,284
構築物	431,137,129	462,699,731	△31,562,602
教育研究用機器備品	510,815,879	332,148,469	178,667,410
管理用機器備品	63,670,777	54,348,479	9,322,298
図書	209,426,165	199,808,351	9,617,814
車両	7,582,725	9,691,010	△2,108,285
特定資産	0	0	0
その他の固定資産	16,582,764	26,234,074	△9,651,310
電話加入権	298,404	298,404	0
施設利用権	0	0	0
ソフトウエア	15,833,490	25,484,800	△9,651,310
保証金	450,870	450,870	0
流動資産	1,755,533,615	2,629,329,223	△873,795,608
現金預金	1,726,762,741	2,595,673,177	△868,910,436
未収入金	16,840,363	19,732,415	△2,892,052
前払金	11,930,511	13,923,631	△1,993,120
資産の部合計	10,574,664,123	11,501,272,690	△926,608,567
負債の部			
科 目	本年度末	前年度末	増 減
固定負債	135,075,267	116,673,482	18,401,785
退職給与引当金	135,075,267	116,673,482	18,401,785
流動負債	568,401,879	1,319,125,333	△750,723,454
未払金	103,594,883	732,208,971	△628,614,088
前受金	433,350,000	541,593,400	△108,243,400
預り金	31,456,996	45,322,962	△13,865,966
負債の部合計	703,477,146	1,435,798,815	△732,321,669
純資産の部			
科 目	本年度末	前年度末	増 減
基本金	11,791,392,245	10,934,105,603	857,286,642
第1号基本金	11,525,444,123	10,689,083,772	836,360,351
第4号基本金	265,948,122	245,021,831	20,926,291
繰越収支差額	△1,920,205,268	△868,631,728	△1,051,573,540
翌年度繰越収支差額	△1,920,205,268	△868,631,728	△1,051,573,540
純資産の部合計	9,871,186,977	10,065,473,875	△194,286,898
負債及び純資産の部合計	10,574,664,123	11,501,272,690	△926,608,567

注 記

1. 重要な会計方針

(1) 引当金の計上基準

・徴収不能引当金

未収入金の徴収不能に備えるため、個別に見積もった徴収不能見込額を計上している。

・退職給与引当金

退職金の支給に備えるため、法人・大学及び短期大学の教職員については、期末要支給額 204,625,910 円の 100%を基にして、私立大学退職金財団に対する掛金の累積額と交付金の累積額との繰入調整額を加減した金額を計上している。

認定こども園の教職員については、期末要支給額 10,247,278 円の 100%を計上している。

(2) その他の重要な会計方針

・預り金その他経過項目に係る収支の表示方法

預り金に係る収入と支出は相殺して表示している。

・食堂その他教育研究活動に付随する活動に係る収支の表示方法

補助活動に係る収支は総額で表示している。

2. 重要な会計方針の変更等

該当事項なし

3. 減価償却額の累計額の合計額

2,736,597,030 円

4. 徴収不能引当金の合計額

0 円

5. 担保に供されている資産の種類及び額

該当事項なし

6. 翌会計年度以後の会計年度において基本金への組入れを行うこととなる金額

9,363 円

7. 当該会計年度の末日において第4号基本金に相当する資金を有していない場合のその旨と対策

第4号基本金に相当する資金を有しており、該当しない。

以上